

出席委員 開田委員長 青山副委員長 大浦委員 脇坂委員 角川委員 竹原委員
尾崎委員 岩城委員 古沢委員 中川委員 高橋委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 上田市市長 石坂総務部長 菅沼会計管理者 奥村財政課主幹
澤口総務課長 高倉税務課主幹 相沢企画政策課主幹
伊井監査委員事務局長 按田消防署長

職務のため出席した事務局職員 永田補佐 高橋主査

午前10時00分開会

開田委員長 ただいまから令和元年9月定例会決算特別委員会に付託された案件を審査するため、本日と17日、18日及び20日の4日間、決算特別委員会を開会いたします。

はじめに、上田市市長からご挨拶をいただきます。

上田市市長 おはようございます。

恒例の決算特別委員会でございまして、流れは見ていただきました。普段も注意して見ていただいておりますが、決算特別委員会ということで、それこそ特別に審査をいただくということでございまして、いつも思うんですけども、決算は終わったこと、再審査するわけです。

そこで、皆さんのチェック機能をよろしく、ご指摘いただいたこと、これは次年度へ生かしたいというふうに思っておりますので、そういう気持ちでまた見ていただいたほうがありがたいと思いますし、またご示唆いただいたことを私が頂戴しまして、真剣に頑張ってまいりたいということを覚悟申し上げまして、挨拶にかえたいと存じます。

よろしく願いいたします。

開田委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事日程は、お手元に配付してございます。

市長さん、この後、公務で忙しいので退席です。どうぞよろしくお願ひします。

上田市市長 よろしくお願ひします。

（上田市市長 退席）

開田委員長 改めまして、本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

青山幸生委員、角川真人委員をお願いいたします。

日程第2、付託案件 議案第66号 平成30年度滑川市一般会計歳入歳出決算認定についての審議に入ります。

まず、委員の皆様には、滑川市各会計決算の認定にあたり、今後改善を求める事項について、決算特別委員会として指摘していますので、各委員におかれましては、当委員会における意見・指摘事項等を本日の審査に係る分については、18日の審査終了時まで委員長へ提出してください。

当局の説明される皆様は、要点を簡潔明瞭に説明するとともに、数字等記載事項の読み上げのみの説明は控えてください。場合によっては資料の提出を求めることもありますので、ご理解ください。

また、前年度決算額に対して、大幅に決算額が増または減となっている場合は、その理由を明らかにしていただくこと、特に不用額の大きいものについては、その理由を述べてください。

そのほか、審議の中で時間を要すると委員長が判断した場合は、集中して審議をすることも考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、昨年と同様に、前年度の今後改善を求める事項で指摘された箇所について、その対応状況を各担当課の説明前に担当部長から報告してください。

本日は、審査日程のとおり、一般会計の歳入から行います。

当局から説明を求めます。

今後改善を求める事項で指摘された歳入に係る事項についての対応状況等の説明からお願いいたします。石坂総務部長。

〔指摘事項の対応状況等の説明 石坂総務部長〈説明省略〉〕

開田委員長 それでは、今後改善を求める事項の紙が一番後ろにございましたので、この後もこれを見てください。

それでは、一般会計の歳入からお願いしたいと思います。奥村財政課主幹。

〔総括 P1～13 奥村財政課主幹 〈説明省略〉〕

開田委員長 それでは、総括、第2款地方譲与税から第20款市債までを説明いただきました。

委員の皆さんから質疑に入りたいと思います。お願いします。

竹原委員 18ページから以降、何ページかあるんですけど、各税收、市税だとか地方譲与税だとか、お伺いしていて、今回、株式の収入が33%減ったというお話がありました。それ以外はおおむね予算以上に調定額のほうが上回っている点、以前も私聞いたんですけども、「ある程度見込める」「例年どおり、例年どおり」という回答もいただいているんですけど、ある程度、調定額が見込めるものを次年度の予算編成の際に、低い予算組みになり過ぎていないのかなということがあって、もう少し予算編成の際に昨年度実績を踏まえて、ぎりぎりまでとは言いませんけど、ある程度少し増額した形の予算をかけて、もっと有効に予算を活用するということはできないもんですかね。

奥村財政課主幹 今おっしゃられたとおりです。予算上多くしてとんとんにしてしまうと、実はやっぱりそれだけの支出側である程度の支出を組むことになってしまいます。

冒頭のほうで申し上げましたが、私どもの滑川市の場合は、大体繰越金を7億数千万円出しながら財政運営を行っておりますが、収入を多く見てしまうと、それなりに繰越金の額が減ってしまって、翌年度の補正額が若干減る傾向にあります。

そういった財政上の問題、やり方もありまして、今のような予算編成になっておりまして、予算をもし多く出してしまって、支出側で例えばそれを全部積立金とかに積むような予算を当初予算で組めればいいんですけど、当初予算のときは結構ぎりぎりで予算を組んでいるところもありまして、今ご指摘の件につきましては、徐々に熟知——わかっているつもりですが、なかなかそこまでいかないという現状であります。

竹原委員 今後もある程度、予算編成の際は今までどおり大過なく変えずに行きたいという方向性でよろしいんですね。

奥村財政課主幹 基本的にはその路線は崩したくないなと。それで、収入でどうしても出してしまうと、あまり隣近所のこととは言えませんが、実際の収入額と予算額がほぼ同一してしまうと、どんどん予算編成が苦しくなる傾向になりますので、そこはやはり避けたいなというふうに考えてやっているようです。

収入は固く、支出はがっちり見ながら予算は編成していきたいなというふうに考えて

おります。

尾崎委員 歳入の市税のところ、毎年、いわゆる収入未済というものが上げられてきますと。それをいわゆる例えば翌年度のところ徴収をあれするというので、いわゆる調定額の中に入れるわけですね。

それで、例えば今年平成30年度ですけれども、29年度で上がった収入未済額というものはあるわけですね。それは本来ならば次年度、つまり平成30年度に全部収入するという前提で調定に入れるわけでしょう、基本的にはね。

ところが、例えば努力したけど、取れなかったというものはやっぱりあるんでしょ？それがこういった決算書にはやっぱり出てこないんでしょ？

結局、不納欠損に上げてしまうから、それも入れてしまえちゃうがで、これは不納欠損に上げてしまうわけですね。前年度の分まで収入未済で持ち込んできて、それでやっぱり努力したけど、だめやったと言って、例えば29年のやつを30年度に不納欠損でぼんと上げてしまう。

(「そりゃなるちゃね」と呼ぶ者あり)

高倉税務課主幹 市税のほうの説明は、まだしていないわけなんですけど、お答えすればよろしいでしょうか。

開田委員長 今から市税に入りますが。

尾崎委員 歳入あとから。

古沢委員 細かいんですけど、さっき説明があったから聞きますが、33ページのところの金額は小さいんですけど、33ページの教育費国庫補助金の3節中学校費補助金のところで、要・準要保護生徒就学援助金2万8,000円で、これはどれにも入らない修学旅行費の分で2分の1だということでしたけど、これはそしたら、要保護の児童という1年分ということですか。

奥村財政課主幹 ちょっと人数まで確認していないんですけど、要保護の方でございます。

古沢委員 教育委員会に聞けばいいんですけど、前、ちょっと別件で聞いたときには、就学援助費の中で要保護は1年というふうに聞いたので、多分そのとおりだろうと。

奥村財政課主幹 そうです。

古沢委員 それと、ちょっとどうしようかな、市税等もその資料で差し押さえ等の資料を出していただいたんですけど、今いいですか。後にする？ 後でやります？

開田委員長 税の説明から出てから……。

古沢委員 出てからにしましょう。はい、じゃ後にします。

開田委員長 ほかほございませぬか。

中川委員 この市債の部分で利率がかなり差ある。0.02%、私の聞き間違いだったのか、0.006です。どうしてこんなに違っているんか……。

奥村財政課主幹 0.2%と申し上げたのは、市中金融機関といいますか、市内の金融機関さんから借り入れた分が0.2%なんですけど、あとの利率の低い0.004とか0.007というのは、俗に言う政府系資金といいますか、財政融資資金ですとか、それから地方公営企業金融公庫という国が資本に入っているような資金を借り入れる際は、かなり低率で借り入れることができます。

私どものほうで借り入れる金融機関を、実は自分たちで自由に決められませんが、その借り入れるものによって、県のほうでこの資金はここから借りなさい。この資金は、例えば道路とかの不足分については、この起債についてはここから借りなさいというふうな最初から指定が来ます。

このときに、自分たちで選択できないんですけど、そのでき得る中で一番、政府系資金が当たれば安く低利で借りられる。それと、地方財政計画、地方債計画をつくられるときにも、その資金によって借入額を先に全部決めているので、その資金の借入先によって、県のほうで配分しているということになります。そういう状況です。

古沢委員 だけど、市中銀行から借りなさいと、それを指示されるというのは政府系からのここから、これは市中銀行からというふうに割り当てられる。それで、市中銀行は、どこの金融機関から借りるかというのはこちらの裁量だね。

奥村財政課主幹 そのとおりでございます。

最初の資金は、先ほど申し上げましたが、国の資金を借りるかどちらかで、市中金融機関で借りるかかどうかというのは、その借り入れる起債によって最初から指示されています。その後、市中金融機関の場合はどこから借りるかというのは市町村で、自分のところで見積もりをもらって、一番低利なところから借り入れるということ。

私どものほうは、一応そこは入札方式をとっていますので、幾つかのところから全部、市内にある全金融機関全行から見積もりをもらって、一番低い利率のところから借り入れたということで、昨年については0.2%が一番低かったということになります。

古沢委員 ちょっとずれるかもしれないけど、繰上償還、この間の補正もありましたけど、繰上償還をするのは基本的に市中金融機関からの市債を繰上償還しているということ

ですよね。

奥村財政課主幹 そのとおりでございます。市中金融機関で借り入れたら、皆さん、私どものほうで、例えば住宅ローンとか車の借り入れをしたときに、繰上償還をすると今年度の利息をゼロにして、ちょっとだけ負担した後、その後はゼロになると思いますけど、市中金融機関の場合は、借りたものを繰上償還すれば、当然今年度に払うべき利息は払わなくてもいいんですけど、先ほど言った政府系資金の場合は、一応保証金ということで、ある程度、8割から9割程度の後年度払うべき利息も一応払わなくちゃならないということになっています。そういった面では、繰上償還をするのは市中金融機関から借りたものをするというのが一番早くて、財政健全化に近いということになるかと思えます。

以上です。

開田委員長 ほか、ございませんか。

青山副委員長 45ページの不動産売却売払収入、2件ありまして、まずその駅南保留地売れたの2件なんですけども、そのほかに土地がいっぱいあるんですけども、今どのぐらい残っているのか、大体どのぐらいの金額のものが残っているかというのがわかれば教えてください。

奥村財政課主幹 駅南保留地につきましては、ホームページ等でも出しているんですが、あとすぐに売れそうなところというのは4筆ありまして、金額にすると6,090万円ほど、今、販売価格の総額で6,090万円ほど4筆ございます。

それから、下梅沢のローソンの前にある、交差点の角にあるあそこにも1つ市有地がありますけど、あれが2,700万円で販売しておりますが、なかなか買い手がつかない、それと泉ヶ丘の公民館の横に1つ土地を持っていまして、そちらのほうは550万円ほどあって、今言ったもので5筆ですかね。6筆ですか、販売中ですが、なかなか今のところ、買い手がついていないという状況でございます。

青山副委員長 この今の4筆と下梅沢と泉ヶ丘というのは、その近隣の値段というよりは固定資産税評価みたいな形になるんですか。どういった形で財産として管理されているのか。

奥村財政課主幹 基本的には、私どものほうでお配りしている財産台帳に載っている土地につきましては、固定資産税評価額なり販売、今の販売価格をベースに資産台帳に載せていますので、その金額だということ。

青山副委員長 その下の法定外公共物、青線、赤線の問題で、赤線は里道内なら潰しても問題はなかろうという感じなんですけども、青線に関して、そのつけかえとかというのは、これに伴って出てこなかったんですかね。

奥村財政課主幹 ちょっと、私どもは詳しいことまでは調査していないんですけど、中にこういう水路をつけかえしたりとか、機能交換できるものはしながら、引き取るものは買い取ってもらったという形になっていて、つけかえたものもあるというふうに聞いております。

青山副委員長 そうすると、つけかえて機能はそのままで、今は運営しているんで大丈夫だろうというふうな話なんですけども、その基本的な問題で、青線のこの売却でいうと買い取り価格というのは、その場所によって違うものなんですか。それとも、全市一律なものですか。売却収入で上がってくる単価というのは。

奥村財政課主幹 今ちょっと手持ち資料がないので、後から調べてご報告させていただいてもよろしいですか、すみません。

開田委員長 ほかがございませんか。

(質疑する者なし)

開田委員長 ないようでしたら、次に進みます。

それでは、歳入の第1款市税のほうへ行きます。高倉税務課主幹、お願いします。

[歳入 第1款 市税 P16～19 高倉税務課主幹〈説明省略〉]

開田委員長 それでは質疑に入りたいと思います。

委員の皆さん、何かございますか。

尾崎委員 先ほどの質問なんだけど、なんか去年、竹原さんが言っておられましたけど、私、もうてっきり忘れてしもうてまして、来年からはしませんので、今回だけちゃんと教えてさえもらえれば、納得したうえで、次年度からはしませんので、よろしく。

開田委員長 もう一度ですね、じゃ。

高倉税務課主幹 先ほどの質問をどういうふうに説明すればわかりやすいかなと思って、ちょっと例を出して説明させてもらってもよろしいでしょうか。

尾崎委員 結構です。

高倉税務課主幹 はい。

例えば、平成30年度の固定資産税が1万円だったとします。それで、30年度を払ってもらわなければならなかったんですが、払わなかったということで、この1万円は31年度に滞納繰越分として繰り越されます。

それで、そこから固定資産税は5年間ずっと滞納、未納しておられるわけですから、督促なり催告をうちのほうから積極的に行きます。

それでもなお、納められなかった場合、うちのほうは不能欠損にする場合の条件があります。その条件に合致した場合は、5年たった後、不納欠損として1万円が落ちていくこととなります。

その条件ですが、時効です。

1つ目は、担保能力がなく、差し押さえ財産のない場合、これが1点です。

2点目、行方不明だとか外国に行ってしまったと、要は追跡のしようがない場合、これも不納欠損として落ちていきます。

最後、亡くなられた場合で、相続人も特定できないというこの3点の場合は、不納欠損として処理されることとなります。

尾崎委員 大変よくわかりました。これは、法律上もそれは決まっているということですか。

高倉税務課主幹 そうです、はい。税は5年。料ですね。料は例えば保険料、後期の保険料だとか介護保険料とか、これは2年です。

開田委員長 委員の皆様、ほかに何かございませんか。

古沢委員 さっきちょっと言いかけたんですが、資料として4ページ目かな、差し押さえ件数と金額の資料を出していただきました。

この中には、後からあるかな。いろんなものが入っているんでしょうけど、さっきの市税とか国保税とか、今言われたそんなもの、もろもろ入っているんだろうと思いますけど、きょういただいたので、ちょっとあんまり詳しい立ち入ったことは聞きませんが、確認だけしておきたいと思います。

例えば、平成30年度の決算資料で言うと、預貯金で金額で言うと14万1,000円ですかね。

高倉税務課主幹 件数ですね。

古沢委員 これ、件数ですか。単に件数、差し押さえ金額、これだけ金額ね。

高倉税務課主幹 そうです。差し押さえ金額と件数です。

古沢委員 ああ、そうですね。141件の預貯金、給与の68件ということ、ちょっとよくわか

りませんが、給与という場合は、相手方の勤務先に対して差し押さえをするというか、給与が払われる前に給与を差し押さえるという意味ですか。

菅沼会計管理者 はい、そのとおりです。

古沢委員 そうですね。

菅沼会計管理者 はい、相手方の会社のほうに、担当のほうで差し押さえしました。

古沢委員 これは、私のあれで言うと、単純に単身者の場合は、最低生活を維持、保障するという意味で10万円ぐらいまでは、いわゆる差し押さえ禁止財産になっているというふうに思っているんですけども、そのように取り扱いはしてあるんですよね。

菅沼会計管理者 給与の場合、差し押さえにつきましては10万円、あと生活する親族に対しては、1人当たり4万5,000円を足したものを差し押さえ禁止財産としてございます。

古沢委員 ということは、ここに入っている68件については、いずれもそれを超える支払いがあるからということで、その部分を差し押さえてあると。ですね。

菅沼会計管理者 はい、そのとおりでございます。

古沢委員 もう1つで、そうしたら、上の預貯金の141件については、例えばこれ前に私、質問したことがあるんですが、給与がその人の預金口座に振り込まれたという場合の取り扱いはどうしておられるんですたっけ。

菅沼会計管理者 一旦口座に入ってしまうと、これは給与ではなく預金という取り扱いになりますので、そのように取り扱っております。ただ実態としましては、口座の出金状況を確認しまして、同じく差し押さえ禁止債権相当額を考慮しながら徴収に努めています。

古沢委員 前に質問したときもお話をしたんですけども、預金口座にはさまざまなお金の出入りがあるから、特定が難しいという意味合いを持って振り込まれたら預金だという考え方なんだけど、その後もいろいろと確認をしていたら、例えばお金の出入りがほとんどなくて、給与しか振り込まれていないというようなものは、預金というよりは、これは給与だと。

それから、その他の例えばですよ、児童手当とか、そういったものも振り込まれ、特定できるということになったら、これは当然ながら差し押さえ禁止財産だから押さえてはいけないというふうに、たしか国会でも答弁があったと思います。そのように取り扱ってはおられますね。

菅沼会計管理者 手当等も差し押さえ禁止ということになっていますので、そのことはち

やんと考慮しております。

古沢委員 はい、わかりました。

竹原委員 軽自動車税の話で、先ほど現年度収納率が98%幾つということで、お伺いしたんですけど、この滞納繰り越しの資料には、調定額の550万、年々年々増えている。収納率も若干は増えていますけど、例えば検査対象自動車、いわゆる軽四輪だと車検が2年に1回ですから、必ず自動車税を納めないと検査が通らないので、収納率は極めて高いと思うんです。

残る原付を含めて課税対象となる軽自動車といわれるものが滞納されるということは、放置されているのか、それともわかっていて払っていないのか。例えば、これの時効というのは何年なのか、ちょっと教えていただけますか。

多分、ナンバー付の車で検査対象以外のものの滞納は多いんじゃないかなというふうに思うんですけど、例えばうっかり原付を放置したまんま、廃車手続せずに課税だけされているという状態だとか、そういったものが多いんですかね。

高倉税務課主幹 まず、時効期間なんですけど、これは税ですので5年間です。

それで、もう1つ言われました不納欠損になる要因としましては、ほとんどは行方不明の方だとか、探してもいないという方について、不納欠損で落としている状況です。

竹原委員 今のお話はわかるんですけども、滞納になっている実態というのは、どのように把握していますか。

高倉税務課主幹 滞納になっているというのは、滞納になっているか、実態というのは振り込まれていないから、滞納になっているということはわかります。

それで、委員さんの言われたいのは、多分そういうことじゃないですよ。

竹原委員 全然。

高倉税務課主幹 どうなんですかね。

ちょっと、私、上半期の状況を見ますと、どういいますか、未納で上がっていた原付バイクの、何といいますか、所有者のほうに課税しても、何の反応もないというのは結構あります。

それで、5年間たっていないもんですから、引き続き徴収には努めるんですが、いかにせん、その後の追跡については、手詰まりの状態というのが実態です。

竹原委員 ということは、その手詰まりの状態のまま5年を経過すれば、不納欠損としてきれいに清算してしまうんですか。

高倉税務課主幹 やむを得なくそういうことになります。

竹原委員 でも、持ち主がわかっていてやっているという可能性だって、なきにしもあらずだとは思いますが、例えばオートバイですね。検査対象軽自動車となれば、400CC以上のバイクが車検を取らなければならないと。それで、富山市はたしか時効期間を過ぎていても、欠損している時期が例えば5年なら5年あったら、第三者に売り渡しても、5年間分の税金を納めなければ納税証明書は出んがです。

滑川市は対応がうまいことになっておらんと思うがですけど、それは改善してもらえればいいがで。

高倉税務課主幹 今ほどご指摘された件につきまして、滑川市の状況がどうなっているかについては、ちょっと私、今手元に資料がないもので、後ほどお答えさせていただきます。

開田委員長 はい、ほかにございませんか。

青山副委員長 考え方、実情というか、考え方だけ教えていただければ。認識が間違っていないか、教えていただければと思います。

まず、その1ページ目の法人市民税が伸びているということで、法人市民税の企業の量が増えているというところでもあるでしょうし、市民税なんで所得割もあるだろうから、その分で伸びているのと、それで今度は個人市民税のほうも個人の所得が伸びているということで、働く世代の人口の社会増であれば、これは伸びていくだろうというので伸びているというのと、もう一方、2ページ目の土地に関しては、さっき言った公示価格だとか下がってくるのに準じて、固定資産税評価が下がるものだから、まず土地に対しての固定資産税評価が年々下がるけれども、社会増で滑川へいっぱい来ているので、建物に関しては今後少しずつまた世帯数が増えれば伸びていく、かつ会社で買われた工業が発展して、機械を買われた償却資産が伸びているというような、今の一連の流れで市税が上がっているという考え方で間違いないですか。

高倉税務課主幹 おおむねそのように認識しております。

青山副委員長 細かいことは、みんなこれで了解しました。私もこの認識でいます。

開田委員長 はい、ほかにはいらっしゃいますか。

(質疑する者なし)

開田委員長 ほかにございませんので、次に進みます。

引き続き、歳出に移ります。

今後改善を求める事項で指摘された総務部の歳出に係る事項についての対応状況等の説明からお願いいたします。石坂総務部長。

〔指摘事項の対応状況説明 石坂総務部長〈説明省略〉〕

開田委員長 これについて何か思うこととか、こういうふうにしてもらいたいとかありますか。

大浦委員 すみません。今ほど歳出についての愛市購買、2点目のほうで、部長はできる限りと言われたんですけども、このできる限りというのはどういったことか、お聞かせ願いたいと思います。

石坂総務部長 まず、市内の業者で調達可能なものにつきましては、市内がいいわけなんですけども、市内の業者では、いわゆるそのもの自体が調達できない場合ですとか、それから技術的にちょっと難しいなというものであれば、それはいたし方ない、市外のほうにお願いするという形になろうかと思えます。そういった中でも、できる限り努めていきたいといった趣旨であります。

大浦委員 今現在は、その市内の企業さんで購入できるものでも、市外業者にまだ発注を掛けている状態だと思うんですけども、それをまた見直していくということによろしいですか。

石坂総務部長 まず、市内業者で納入可能なものなんですけれども、例えば近隣の市外から、例えばその随契の場合ですけども、見積もりを徴集して、非常に安価で手に入るといったものにつきましては、やはりその市外業者のほうに発注しているケースもございます。

開田委員長 よろしいですか。

ほかに何か。

尾崎委員 4番目の公共施設の維持管理についても、指摘に対して、今総務部長のほうからは、個別の施設の個別施設計画を作成する予定であるというふうにおっしゃいました。この計画の、それこそいつまでというか、なんかそれはあるんでしょうか。

石坂総務部長 個別施設計画につきましては、今のところ予定では、令和3年3月末までに策定したいというふうに考えています。

開田委員長 ほかにございませんか。

大浦委員 私、この公共施設の総合管理計画、いつも質問させていただいているんですけど、以前つくられた今あるものですね。その個別の施設に対してのその期間がすごく長いですね。何年までに検討しますと言われる期間が非常に長くて、またその令和3年度に立てる計画において、その期間を、今の総合計画に出している期間と同等の期間をかけられるのか、それとも各施設によって、その期間を短くしたり長くしたりという、各その期間についても検討されるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

石坂総務部長 この個別施設計画は、当然もとの公共施設総合管理計画、これのさらなる詳細なものという体系づけですので、個別計画の計画期間の周期につきましては、総合管理計画と周期は同じでございます。

つまり、令和12年度までということであります。その個別施設計画の中で、施設ごとにももちろん対応方針を考えていくわけですから、その中で例えば、今後必要に応じた、もしかしたらその集約化ですとか、統合ですとかといった議論も出てくるかもしれません。そういったことでは、その期間を新たに設定したりということになります。

それから、総合管理計画側も今現在、定めておるそれぞれの目標の期間でございますけれども、当然その個別施設計画の策定の結果の内容によっては、その期間の見直しということも当然あり得ることと考えています。

大浦委員 今までのこういった公共施設の質問の中で、現状の話をしたときに、当局側がどうしても、今その総合管理計画の中では、これまでの例えば何年までに勘案して、その整備計画を出す予定ですと言われるんですね。

ですけど、課題としては、やはり毎年毎年その期間に到達するまでに課題というものが出てくるんですけど、やはりその期間までの計画という説明をいただくので、その期間前に、そういった問題が発生した際に、その総合管理計画のどれだけの効力があるのかということも、ちょっと考えたりするんです。

そういったことに関しては、その次に出す総合計画に対しては随時ということ考えていらっしゃるのか、お聞かせ願いたいと思います。

石坂総務部長 その総合計画の中で……。

大浦委員 あのう、公共施設総合管理計画の中です。

石坂総務部長 基本的には、当然目標ということですので、それを定めておるわけでございますけれども、この公共施設総合管理計画の中でもうたってはおりますけど、その環境の変化ですとか、社会情勢の変化によって変わってくれば、その時点で随時見直しする

ということも考えておりますし、必ずしもその書いてあるその期間を満了時まで延ばす。ここまでの結論を先延ばしをしようか、そういったことは考えておりません。

大浦委員 はい、わかりました。

開田委員長 すみません。ちょっと追加の質問のようなことなので申しわけありません。

この公共施設の建物を建てるか、やめるかだけの発想のような気がいたします。

やはりここに修繕をしなきゃいけないという、そういう修繕計画もあわせて、この個別施設計画というのを策定してもらいたいと思うんですが……。

石坂総務部長 今、委員長おっしゃられたように、まさしく個別施設計画の中では、その修繕の部分についても、どういった部分を例えばいつごろまでにするとかといった内容も含めた計画とする予定でございます。

開田委員長 これが一番大事じゃないかと思うんです。壊れました、修繕費ですというんじゃなくて、ここでこういう修繕をしておけば、もっとひどくならないとかという、この修繕計画、これは各家であろうと、自分の持ち物、車であろうと全部同じだと思いますので、そういうつもりで公共施設見直しをしていただきたいと思います。

じゃ、お願いします。

ほか、ございませんか。

ないようでしたら、ここで暫時休憩をいたします。

再開は13時ちょうどから行いますので、よろしくお願いします。

午前11時55分休憩

午後1時01分再開

開田委員長 それでは、午前中の質疑に引き続きまして、午後の質疑に入りたいと思います。

一般会計の歳出、第1款議会費、第2款総務費、第7款商工費、第11款公債費、第13款予備費ということで、奥村財政課主幹からお願いいたします。

奥村財政課主幹 説明に先立ちまして、午前中、青山委員から言われた青線の評価方法でございますが、市内でちょっと違っていて、国税庁、路線価があるところは路線価の50%で売り払いをしております。

路線価のない地域につきましては、固定資産税の評価額の50%に、税務署が発行しています評価倍率表の宅地、滑川の場合1.0から1.2という倍率を持っているんですけれど

も、その倍率を掛けた金額を頂戴していると。これについては、赤線、青線、同じような扱いをしておるといふことをごさいます。

以上でございます。

よろしいでしょうか。

青山副委員長 はい。

奥村財政課主幹 それでは、引き続き歳出のほうの説明に入らせていただきます。

〔歳出 1款 議会費 P 58～61 奥村財政課主幹 〈説明省略〉〕

〔歳出 2款 総務費 総務管理費（財政課分） P 60～69 〃 〈説明省略〉〕

〔歳出 7款 商工費 商工費（ 〃 ） P 134～137 〃 〈説明省略〉〕

〔歳出 11款 公債費 P 204～205 〃 〈説明省略〉〕

〔歳出 12款 諸支出金 P 204～207 〃 〈説明省略〉〕

〔歳出 13款 予備費 P 206～207 〃 〈説明省略〉〕

開田委員長 では、ここで質疑に入ります。

委員の皆様から何か質問はございませんか。

古沢委員 前にも聞いたけど、確認の意味で、このA3の大きいやつで、左の隅っこのほうにそれぞれ光熱水費とか修繕費だとかというのは一つの、例えば光熱水費で言うと会計課、修繕費で言うと財政課になっているというのは、それぞれ担当課をそういうふうになっているから、そこへ固まっているという見方でよろしいんですか。

奥村財政課主幹 そのとおりだと思います。

古沢委員 これだけ見るとさ、会計課で光熱水費、何でいっぱい使っとるのかということになるからさ……。はい、了解。

開田委員長 ほかにございませんか。

（質疑する者なし）

開田委員長 では、ないようですので、次に進みます。

では、第2款総務費、お願いいたします。相沢企画政策課主幹。

〔歳出 2款 総務費 企画調整費（企画政策課分） P 68～73 相沢企画政策課主幹 〈説明省略〉〕

開田委員長 それでは、委員の皆さんから質疑ございますか。

古沢委員 毎年聞いておるような気がするんですが、決算書で言うと71ページの19節の地域公共交通施設整備補助金、地鉄への補助金ですね。30年度で滑川市関連で、もし整備箇所があるのであれば教えていただけますか。

相沢企画政策課主幹 地鉄の整備状況につきましては、細かく、この市分、この市分と書いてある部分とか書いていない部分がございますが、キロコストで出たもの等もございますので、詳細、全部を把握しているわけでもございませんが、例えばわかる範囲で申しますと、例えばレールの道床更新ということで、今回、中滑川駅の構内などで、滑川市分といたしまして3,630メートル、そのレール交換がなされております。

また、レールの枕木のほうで、これ総数として本線全部で590本としか、ちょっと把握はしてございませんが、その中身といたしまして、上市駅から中加積駅までの枕木の交換というふうに聞いております。

また、もう1つ、列車集中制御装置という機械を更新といたしまして、これにつきましては昨年度、早月加積駅のみでその交換が行われたというふうに聞いております。

古沢委員 同じページの、これも念のための確認ですけども、文化会館建設基金積立金は、30年度残でどれだけでしたと、聞いたような気がするんだけど、はっきりと……。

相沢企画政策課主幹 30年度、現時点での積立額といたしましては、9億5,187万7,295円となっております。

古沢委員 もう一回。

相沢企画政策課主幹 9億5,187万7,295円となっております。

古沢委員 はい。

青山副委員長 じゃ、その前ページの69ページ、企画調整費の報償費ということで、ひと・まち・産業創生総合戦略の策定委員会で不用額が5万円出ているということで、先ほどその欠席委員の分だという話を伺ったんですけども、これは何人中何人が休んで、これだけの欠席になったかというのがわかれば、お願いします。

相沢企画政策課主幹 出席いただいた委員につきましては15名で、欠席が7名となっております。出席いただいた15名のうち、県とか、いわゆる行政関係の方につきましては、報酬はお渡ししてございません。いわゆる民間といいますか——の方のみの支払いをしております。お支払いした人数といたしましては、9人となっております。お一人5,000円でございますが、ただ委員長につきましては、事前の打ち合わせとか説明等もご

ございますので、委員長につきましては1万円、お支払いをさせていただいているところ
でございます。

青山副委員長 欠席7名ということで、これはちょっと金額の話も決算なんであれですけ
ど、内容を見ますと、いわゆる創生総合戦略という芯でかなりの重要な部分を占めて、
これだけの人数の欠席というのは、ちなみにどういうふうを考えておられますか。

相沢企画政策課主幹 ご欠席なされた方につきましては、どうしてもいろんな、例えばP
T A関係とか、どうしても昼間お仕事の関係でちょっと昼間の会議にご出席いただけな
いといった、そういうような理由でご欠席をされたものでございます。

やはり、昨年度、ちょっとなかなか年度末ぎりぎりの開催だったということもござい
まして、やはり7人というのは、半数は超えているとはいえ、ちょっと欠席としてはや
はり多かったかなというふうを考えてございます。

今後といたしましては、例えば夜間の開催とか、そういったような形で、なるべく委
員の方のご都合の合うような形で開催していかなければいけないというふうに考えて
ございます。

青山副委員長 今ほど主幹が言われたように、選定された方のお仕事の内容も存じている
はずなので、それに出られない時間帯に開催したところで、だめだと思うんですね。

これは本当にすごく重要な内容で、改定の部分がかかなり出てくると思うので、そうい
った方の意見を徴集して総合戦略になるはずなのに、こういったことを本当に重要視し
てもらわないと、こういった不用額でとようやく我々が気づいていて、実際じゃ、今ま
でつくってきた、こんなものを我々も信じていたのは何だったのかということになりか
ねないので、もう一回そのへんを変えてもらうように是正準備をお願いしたいんですけ
ども。

相沢企画政策課主幹 今のご指摘いただいたとおり、本来であれば全員ご出席いただく
というのが本来の形ですので、先ほど申しましたとおり、夜の開催など、ご出席いただく
委員の方々のご都合に合わせた形で、開催をしていきたいというふうに考えております。

青山副委員長 よろしくお願ひします。

開田委員長 ほかにございませぬか。

岩城委員 71ページ。負担金補助金及び交付金、上から3行目のところで、みんなでつく
る協働のまちの推進事業交付金、147万、これ、わからんけども、予算はいつもの毎年300
万というもんじゃね。

過去5年間、200万なんか超えたことはほとんどないような気がするがだけでも、毎年いつも300、300ということでやっておられるけども、こんな使い勝手のいい各種団体はまことにいいんだけども、いつも使用の率は低いのではないかなという気はするがいやね。

わかるんなら、ちょっと過去5年間の金額か、そういうなのかわかれば、またお示し願いたいし、そこらあたり、一遍見直したほうがいいがでないかなというつもりでちょっと聞きますけど。

相沢企画政策課主幹 過去の実績でございますが、平成26年度から申し上げますと、交付件数といたしましては13団体、交付金額といたしましては126万6,000円。

平成27年度につきましては、交付件数が15団体、交付金額が144万1,000円。

平成28年度につきましては、交付件数が16団体、交付金額で139万8,000円。

平成29年度につきましては、交付件数が18団体、交付金額で163万8,000円。

平成30年度、改めてになります。交付件数が17団体、交付金額で147万円というふうになってございます。

予算、補助といたしましては、各町内会、各団体につきましては上限10万円、自治会連合会や400世帯以上の大きな町内会については、上限20万円というふうな補助要件で設定しております。

執行残がなかなか大体半分ぐらい、例年執行というふうになっておりますが、やはりこちらとすれば、比較的そういった自治会連合会とか、そういったところを幾つか地区としてやられるような行事としてお使いいただけるようなものということで、予算上は想定しておったりもするんですが、なかなかそういうところで活用していただきたいような実績がないとか……。

あとこちらでは、1回の補助、同一の事業につきましては3年間、継続してお出ししております。

それで、3年終わった後に、例えばまた新たな取り組みで、引き続きその町内会なり団体さんに補助を使っただけというふうには想定はしておるんですが、なかなかちょっと3年で一息といいますか、そういうような形で、その後さらに4年目、5年目、新たな事業には結びつかないとか、そういったような理由でなかなかこちらの想定しているような実績といいますか、そういうところになかなかつながないというふうな状況でございます。

岩城委員 町内活性化のためにしておられると思うがやちゃ。これをずっと大分長い間やっておられると思うけども、ある程度町内会さんは浸透はしておるけども、前から見れば使い勝手はよくなっては来ておるけども、毎年毎年半分ほどしか使わんで残っておるということになれば、そこらあたり、ちょっともう一回検討されたほうがいいのではないかなという気がしたので、ちょっと質問しました。

相沢企画政策課主幹 なかなかお金が大きいから少ないからというわけではないですけど、比較的何といたしますか、いろんな相談、こういうのに使えないかというふうな相談をいただいて、なるべく何かしら使っていただけるような形で、こちらもこういったような事業のふうにしていただいたらどうですかというような、そういうようなご相談をさせていただいておるところです。

ですので、補助金額をもうちょっと大きくしたらというような、そういうようなご意見もあつたりするんですが、大きい少ないという理由からではないですけども、また大きくすると、それなりにちょっといろいろまたその事業内容の精査とかをもうちょっと詳しくとか、そういったようなものもありますし、そういう部分で使い勝手と並行して、またどういふふうな形でやっていけるのか、そういうのはまた今後検討はしていきたいというふうに思っております。

開田委員長 それでは皆さん、ほかにございませんか。

角川委員 73ページの情報管理費の14節の備考のところの電算システムリース料というのは、前の年のと見比べたら、半分以下になっているんですけど、ここは切りかえとかはあるがですか。

相沢企画政策課主幹 電算システムの利用につきましては、パソコンの入れかえなどに伴いまして金額が抑えられたということと、もう1つは、内部情報システムのものにつきまして、一部使用を終了したものが、30年度になって終了した機能もございまして、そういった部分で契約枠が減ったところでございます。

開田委員長 ほかがございますか、よろしいですか。

(質疑する者なし)

開田委員長 それでは、次に進みます。

第2款 総務費会計課分、お願いいたします。菅沼会計管理者。

[歳出 2款 総務費 総務管理費(会計課分) P66~67 菅沼会計管理者(説明省略)]

開田委員長 それでは、質疑に入ります。

委員の皆様、質疑はありますか。

岩城委員 今、ここで見ておったんやけども、通帳の印字手数料、これ、何で2つあるかと思って。15万5,000円というのは、ただ印刷だけで高いもんだなと思うんだなと見ているんだが。

菅沼会計管理者 すみません。この通帳印字手数料といいますのは、こちらの数ある通帳の印字ではありませんで、こちらから支払いする際に、相手方の通帳のほうにどこから支払いがあったというところを滑川市役所何々課というところまでを印字していただいていますので、その手数料という形です。

岩城委員 わかりました。

青山副委員長 これは、いつも先ほどあった行員派遣の委託料ということで北銀ということで、これ、まあいろいろ県にも各銀行があって、先ほどのシステム改修で言えば、多分インテック一強で、こういった行員に関しては北銀ということで、ほかのところに、その値段とか見積もりって、取ったことってあるものですか。ずっとこのまま北銀さんでという形なんですか。

菅沼会計管理者 これは、指定金融機関ということで、北陸銀行を指定しておりますので、そちらのほうから来ていただいているものです。そちらのほうで事務の取りまとめもやっておりますので、その関係から来ていただいているものです。

青山副委員長 ということは、その指定金融機関にするときに、こういった協議とかいうのは、そちらで把握されているんですか。

菅沼会計管理者 一応、これ指定金融、これはまた個別に北陸銀行さんとは契約を結んでおりまして、毎年自動更新ということでやっております。

青山副委員長 県内というか、富山県内、北銀という認識もあるでしょうし、そういった部分もわかりますし、大きい相手方だったらほとんど北銀だったと思うんですけども、何となくいろんな各行、地方銀行の中でもいろいろの手数料を考えたときに、結構、北銀さん、割高なイメージがありまして、何かほかのところと見ながら、若干その交渉もいずれはいいんじゃないかなと、今質問させていただいたんですが、そのへんとかは、今後、そのままずっとですか。

菅沼会計管理者 この委託料につきましては、毎日9時から3時までということで、1年

間で108万、例えばアルバイトというか、そういう人を充てても、これだけの金額ではなかなかやっていただけないというのはあると思います。まして、現金を扱うということで、誰でもいいというわけではありませんし、各金融機関におきましては、北銀さんも含めてなんですけど、最近はちょっと人手不足ということで、こちらも派遣も、どこのスーパーにおいても、機械化ということになってきている状況なので、それについては、ちょっと誰でもいいというわけではなくて、お金の扱いになれている方ということで、ちょっと北銀さんをお願いしております。

開田委員長 ほかございせんか。

竹原委員 1つだけ、決算に関係ないんですけど、今ほどの会計課さんのインターネットバンキング、これについては、会社で言えば経理のトップ、あるいは個人経営者であれば、社長さんが行う事柄かと思うんですけど、実際会計課では、インターネットバンキングで、じゃ出金、入金という形的时候には、誰が責任を持って操作されているのか。一人だけで決めているのか、それともそれぞれの職員で、何日の日、ここに送ってねというだけでやるのか。そこらへんのやりとりは決めておられますか。

菅沼会計管理者 このインターネットバンキング使用料といいますのは、その出入りの操作ではなくて、通帳残高をリアルタイムに見れるというものです。

出金とかに関しては、北陸銀行さんにデータ渡しという形で私がチェックした上でお願いしていますので、そのバンキング使用料は単なる通帳閲覧という対応です。

竹原委員 はい、わかりました。

開田委員長 よろしいですか。

(質疑する者なし)

開田委員長 それでは、次に進んでいきたいと思います。

第2款総務費、第3款民生費（総務課分室分）でございます。伊井監査委員事務局長。

〔歳出 2款 総務費 総務管理費（総務課分室分） P72～73 伊井監査委員事務局長 〈説明省略〉〕

〔歳出 2款 総務費 選挙費 P80～85 〃 〈説明省略〉〕

〔歳出 2款 総務費 監査委員費 P84～87 〃 〈説明省略〉〕

〔歳出 3款 民生費 社会福祉費（総務課分室分） P*～* 〃 〈説明省略〉〕

開田委員長 それでは、質疑に入ります。

委員の皆様、何か質疑はございますか。

岩城委員 1つだけ確認です。前まで、監査委員さん、全国大会とか中央大会とかいろいろあったけども、最近はそういうのに行っておられんのかな？ 前、年に3回ほどあったような気がしたけど。

伊井監査委員事務局長 ちなみに30年度の県外への総会等への出席の実績につきましては、まず北陸地区都市監査委員会定期総会ということで、昨年敦賀市のほうに、これが1点目。2点目は、全国都市監査委員会総会ということで福井市のほうに行っております。あともう1つ、東海・近畿・北陸の3地区共催都市監査事務研修会ということで、伊勢市のほうに出席をしております。県外へは、この3点でございます。

岩城委員 わかりました。何か、前に聞いたときに行かなくなったとかと聞いていたものだから、それならそれでいいと思います。

今、1名で行っておられるんか。

伊井監査委員事務局長 県外への出張は、基本的に代表監査委員が出席しております。あとは、事務局のほうで随行1名ということで出席をしております。

岩城委員 いいです。今、経費節減しておられるのかなという状況であります。

開田委員長 ほか、ございませんか。

(質疑する者なし)

開田委員長 それでは、ないようでしたら、次に進みます。

では、第2款総務費総務課分、お願いいたします。澤口総務課長。

[歳出 2款 総務費 総務管理費(総務課分) P60~77、84、85 澤口総務課長〈説明省略〉]

開田委員長 委員の皆さん、何か質問ございますか。ありませんか。

古沢委員 75ページの13節の委託料、さっき防災行政無線の実施設計業務委託料が600万ほど見ていたんだけど、240万、半分以下だから、何か理由があるのか、それとも最初の600万というのが大きかったのか、よくわかりませんが、どうなのでしょう。

澤口総務課長 600万、まず予算を編成するにあたりまして、業者から見積もりを徴集いたしましたして、大体の設計価格を出すわけなんですけど、あと指名競争入札をする段において、これだけ安く入ったということでございます。

古沢委員 よう、わからんね。安く上がったからいいといえればいいけど、見積もりがどう

だか。まあ、いいちゃ。

開田委員長 よろしいですか。不審な点はどんどん聞いてください。

竹原委員 なら不審な点。先ほど77ページのコミュニティー助成で、西加積さんに炊き出しの釜を予算執行したということなんですけど、宝くじの助成金ということでありました。

総務課として、毎年毎年宝くじの助成金をいただけるような何かアクションは起こされているのか、それとも当該年度で何かしらの要望があって、じゃ、この補助金を利用しようということ宝くじにオファーをかけているのか、あらかじめ宝くじのほうに作文で予算を用意して、もらってラッキーにしてしまうのか。その取り組みについてはいかがですか。

澤口総務課長 30年度におきましては、西加積地区ほか4つの町内会から要望が出てきておったんですが、西加積だけ当選したということでございます。

それで、要望があれば申請していくというスタンスにしております。毎年毎年、要望があるということでもありませんので、要望があれば宝くじのほうに申請していくという形にしております。

竹原委員 今のお話ですと、じゃ、ほかの3団体は落選されたということで、その方々の対応というのは、要は宝くじ以外の補助金を探されて収入として入れるのか、それとも市単費で対応されるのか、そういったことってどうなんですか。

澤口総務課長 補助は宝くじの助成がなかったということで、ほかの外れたところは購入はしておられないということです。市からの助成もしてはおりません。

竹原委員 じゃ、今後も、いわゆる無視した形で対応されるのはちょっとさみしいかなというふうに思うんですけど、もうちょっと具現化できるような取り組みをしていただきたいんですが。

澤口総務課長 また、各町内の自主防災会に本当に申請されるつもりがあるのか、また聞きながら宝くじのほうに申請していきたいと思っています。

竹原委員 はい、よろしく申し上げます。

中川委員 私も同じところを聞こうと思っていたんですが、要は、こういう予算が何も書いていないようだけど、最初から予定はしていないでこれだけということか。

澤口総務課長 こちら、補正予算のほうで110万上げておりまして、当初は予定しておりませんでした。それで、補正で上げさせていただいております。

中川委員 やっぱり、こういう今の時代、いつ何が起きるかわからない時代に、やはり各地区あるいはまた各町内がこういったものを持っていることはいいことだなと私は思うんですね。やはりこういうことをどんだんPRして、持ってもらうようなシステムをつくらないと、3カ所して1カ所しか渡らなかったということで、ちょっとよそへ知れると恥ずかしいんじゃないのかなと私は思うんですが、どうですか。

澤口総務課長 そのとき、そのときの宝くじの助成の枠がありまして、過去、平成24年度には4つの自主防災組織に当たったりしていますので、要は全国的な申請の状況によって、その関係で1カ所になったり、4カ所になったり、あるいは2カ所になったりということがございますので、申請してみなければわからないということもありますので、今後また町内会の自主防災会で欲しいということであれば、また聞かせていただいて、申請をしていきたいというふうに考えております。

開田委員長 すみません。今、中川委員の質問は、これ全部欲しいと思っておる方に対して、ちょっと準備しないと恥ずかしいがじゃないかという質問だったと思うんです。その答えをお願いします。

澤口総務課長 準備しておいていただければ大変助かりますが、なかなか高額にもなるものですから、単費で出すというわけにも……。なかなかちょっと難しいかなということなので、宝くじの助成を生かしていけるかなというふうに思っています。

開田委員長 中川委員、いいですか。

中川委員 それ以上変わらんからいいちゃ。

岩城委員 じゃ、ちょっと。75ページの13節の委託料、放置自転車の処分の委託料と書いてある。これ、多分、放置自転車処分委託料。

開田委員長 上段ですね。

岩城委員 上段から2行目、これというのは、市駐輪場の自転車の処分ということだろうと思うんだけど、これは何台ほど処分してこういうことになったんですか。

澤口総務課長 すみません、私ども、次の目の……。

岩城委員 ああ、ああ、わかった。そうやそうやそうや。間違っておりました。違うところを見ておった。

竹原委員 先ほど中川委員さんからもお話しあった、この自主防災会に対しての補助金なんですけど、今現在ほどこのところでも補助金ということで、一定額のを補助を出していらっしゃると思うんですけど、例えば先ほどの宝くじの話ではないんですが、こ

れだけ防災・減災と言われる中で、単費で出せないという回答よりも、私は広報、やっぱり町内会だとか自主防災組織がこういった器材、新規でやる場合にはある程度補助は結構もらえますけど、継続してやっておられるところ、特に発電機だとか、修繕が今後必要になってくるものはかなり出てくると思うんです。

そうしたら、そういったところに予算が回るように、少しは防災・減災のためのこの防災資機材の購入、修繕も含めたものの予算という枠をちょっと大きく、今後取ってほしいなという思いはありますので、ほかの補助金、宝くじだとか云々というのは、他人様の財布からお金をいただいて、市が窓口になって各団体にお渡しするというのではなくて、やっぱり市も性根を入れてやっているということ、やっぱり市民の皆さんに見せて、防災資機材にしたって、年数がたてば傷むものだってあるだろうし、もちろん救命胴衣とか、ああいった衣類に関しても、年数がたてば傷むだろうし、じゃ、それを入れかえするときに、じゃ、その町内会あるいは自主防災会でやってくださいといっても、ある予算も限られて、結局は初期導入のときにはきちんとしたものが買えたけど、行く行く修繕していったら、だんだんだんだん品物がなくなっていくという現象に陥らないように、ぜひ今後は予算の枠組みをちょっと増やしていただければなというふうに思います。

意気込みだけ聞かせてください。

澤口総務課長 各自主防災組織には、年間、その世帯数に応じて運営費をお渡ししております。100世帯以上になれば3万円お渡ししておりますので、この中でそういった器材の修繕等を行っていただいている状況でございます。今後またこういった形でお出できるか、ちょっとまた考えてみたいと思います。

竹原委員 例えば、私設消防なんかのポンプ車なんかは補助金がありますけど、じゃ例えば、防災資機材でやっぱり一番お金のかかるものは発電機だとか、そういったものだと思うので、じゃ発電機の購入の際には、幾らまで上限で補助しますよとか、何かそういうルールも一つ考えていただければ、より市民の皆さん、各種団体の皆さんが使いやすいのではないかなというふうに思うんで検討してください。意気込みはいいです。検討してください。

開田委員長 意気込み、いいの？ いいんですか。

竹原委員 またやりますと言えるところは、言われんし……。

開田委員長 では、ほかございませんか。

角川委員 75ページの下段、外灯設置に関する補助金1カ所とありますけど、これは毎年1カ所分だけの予算を立てておられるんけ。どのぐらい一時避難所の外灯だったと思うんですけど、どのぐらいかかるものかなと思って。

澤口総務課長 予算的には、10万余り見ておりますので、たまたま、こちらも魚躬町内会だけということでした。

角川委員 何か、去年も1カ所だけだったみたいやから、1カ所だけの予算たてとられんがかなと思って……。はい、ありがとうございます。

開田委員長 そのほか、皆さん、ございませんか。

(質疑する者なし)

開田委員長 そういたしましたら、ここで暫時休憩を行います。再開は2時50分といたします。お願いします。

午後2時35分休憩

午後2時49分再開

開田委員長 休憩前に引き続きまして、審査を行います。

それでは、第2款総務費（税務課分）ということで、高倉税務課主幹、お願いいたします。

[歳出 2款 総務費 徴税費（税務課分） P76～79 高倉税務課主幹〈説明省略〉]

開田委員長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。委員の皆様何かございますか。

竹原委員 79ページの14節で、使用料で賃借料、備考欄の高速使用料で8,438円とありますけど、高速料は何円単位って出ないと思うんですけど、何でこれは端数が出たんかな。

高倉税務課主幹 円単位まで出ないということなんですが、恐らく考えられるのは、役所全体のETCの使用料、月まとめて来て、各課で案分した結果、税務課で使用した分は、案分で割った結果、円の端数が出たものと思われま。

竹原委員 庁用車を使って、行き先はもうわかっていると思うんで、そこはちゃんと行き先に応じて、どここの区間まで使ったから幾らという表記のほうが、私は疑いがかけられなくていいんじゃないかなというふうに思うんで、そこらへんはまた改善していた

できればというふうに思います。

高倉税務課主幹 適正な記載に努めさせていただきます。

開田委員長 ほか、何かございませんか。

大浦委員 79ページの賦課徴収費のほうで、13番の委託料です。地方税共通納税システム対応業務委託料がことし増えたと言われて、不用額が200万超出ている。それで、課税及び収納事務電算委託料のほうで、かなりの不用額が出たと説明がありましたけども、これはもともとそこの委託料を抑えようと思って、その手前でやられたということでしょうか。

高倉税務課主幹 まず、不用額の要因としまして、パンチ入力だとか、ああいった細かい発注件数が減った結果、212万1,000円余りの不用額が出たものでありまして、手前でやったことによって業務委託料が圧縮されたとかというものではございません。

大浦委員 わかりました。これ、今回の決算と関係ないもしれませんが、次回の予算編成のときに、今ここに出ている決算額を検証して、これ予算編成でどうなるべきだと思われるか、ちょっとお聞かせください。

高倉税務課主幹 当然、予算要求のときには、前年度の実績結果を踏まえて予算要求していくものと考えております。

大浦委員 今のところの説明を聞けば、この決算額と今後の推移を考えた場合、それほど変動はないものだと思っていいのか、お聞かせください。

高倉税務課主幹 大きな変動はないものと考えております。

大浦委員 ありがとうございます。

開田委員長 ほか、何かございますか。

(質疑する者なし)

開田委員長 ないようでしたら、次に進みたいと思います。

第9款 消防費、按田消防署長、お願いいたします。按田消防署長。

[歳出 9款 消防費 P166～169 按田消防署長〈説明省略〉]

開田委員長 それでは、質疑に入りたいと思います。委員の皆様、質疑をお願いいたします。

竹原委員 169ページの右下、備品購入費のところ、私、昨年もこの場でお話しさせてい

ただいたんですけど、各分団のポンプ車、経年劣化で入れかえはわかるんですけど、入れかえていない多年走行車といいますか、10年以上経過したポンプ車について、全国的にも出動したわ、タイヤがバーストしたわということもあって、去年は車両についてはおおむね20年で更新はすると。タイヤについては年数、新車で購入されて一回もかえていないというケースが多く見受けられるので、せめて10年に一回ぐらいは交換したらどうですかというのは昨年言わせていただいたんです。

それで、これを見ていると、不用額が31万円出ていますよね。去年、タイヤぐらい、経年劣化しているものは点検して交換したほうがいいんじゃないですかという提案をしているのに、1年たって何の対応もしていただけなかったのかなという思いもあるんですけど、実際、去年から署長もかわられて、引き継ぎ等でどういったことになっていたのか、私、去年、この決算特別委員会でもタイヤの話はさせていただいたんですけど、何ら対応もされていなかったのかなという思いがあるんですが、見解をお願いします。

按田消防署長 備品購入費の不用額については、これは入札残であります。ポンプ車と消防団の防火衣一式の入札の残でありまして、タイヤについては、昨年度、小型のポンプ車のタイヤを入れかえております。

これで、大型ポンプについて、各分団からの要請があれば即時かえていきますし、こちらのほうで月一遍も見に行って、タイヤが劣化の度合いを見ているんですけども、それに応じてかえていく予定にしております。

竹原委員 ぜひまた点検のほう、よろしくをお願いします。

あともう1つ、下段のほうになりますけど、公課費で重量税6万4,100円が余っているということなんですが、不用額で出たということは車両が減ったという解釈でいいのか、それとも2年に一回の車検でカウントミスだったのか、ちょっと教えてください。

按田消防署長 この6万4,100円につきましては、第2分団ポンプが昨年度、車検の年でありました。当初予算で車検、重量税をカウントしておったんですが、経常外で購入が決まりましたので、その分丸々残りました。

竹原委員 どうもありがとうございます。

開田委員長 ほか、皆さん何かございませんか。

古沢委員 これも、毎年、毎度のことであれなんですけど、さっき非常備消防の報酬のところ、定員、消防団員330人だけでも、8月1日で299人とおっしゃって、各分団のほうのあれも教えていただければいいと思うんですけど、これ299名というのは去年の時点か

ら見てどうだったか、調べればわかるんだろうけど、減ったんですかね。

按田消防署長 昨年3月末現在で30名の欠員でした。1名増えました。

古沢委員 妙案ないもんね。どうしたもんだ。

開田委員長 ほか、何かございませんか。

青山副委員長 今ほどの古沢委員と同じような話なんですけども、団員が不足しているということで、西加積分団も私は入らせていただいているいろいろ思うのは、その減った理由の1つとして、やっぱり個人の商店さんだとかが、昔は消防団に皆さんこぞっていられていたんですけれども、今大半の方が大手の会社員をされている方が消防団に入れているということで、恐らく、個店の今から商店の方は増えていないので、そこに増は求められないと思うんです。去年とかもポスターをお願いしますというので、実際つくっていただいて、その反響等々もよかったところはよかったんだと思っております。そういった認識なんですけれども、ぜひこの大手へ、例えば名前を出していいのか、スギノさんとかYKKさんだとか、市内の大手企業さんとかにPRとかというのは、今後どういったものでしょうかね。

按田消防署長 今、委員がおっしゃられたとおり、サラリーマンの方が大変増えております。それと、企業のご理解がないと、なかなか消防団活動に従事させていただけないというのが現状であります。

この後、あす開きます分団長会議をもって各町内会のほうにも募集依頼をかけます。これは、分団長名で全てさせていただきます。市内の事業所について、団長名並びに私の名前と連名で各企業を回ってご理解と団員募集のお願いをして回るつもりであります。これも、あしたの会議で決まってからというふうにしております。

それと、今9月号に一応団員募集のチラシをまた入れさせていただきました。

青山副委員長 恐らく、そういった活動も地道な活動になりますので、何か決め手なんかはないと思いますので、地道な活動をしていただいて、分団長会議でも恐らく同じような意見が各分団から出ていると思いますので、また取りまとめていただいて、もんでいただければと思います。

按田消防署長 頑張りますので、よろしく申し上げます。

開田委員長 委員の皆様、質問はございませんか。

(質疑する者なし)

開田委員長 それでは、本日予定をしておりました日程は全て終わりましたので、本日は

これをもって散会といたします。

次回は、来週火曜日、隣室に午前10時からでございます。

皆様、大変お疲れさまでございました。

当局の皆さん、ありがとうございました。

午後 3 時13分散会